

- 令和2年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第10条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえ、**今般、個人情報保護法について**、本人関与に係る規律等の見直しとあわせて規律遵守の実効性を確保するための規律を一体的に整備するなど、**全体としてバランスの取れた形での改正を行う**。

制度改革方針

適正なデータ活用
の推進

- **個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。**
※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。
- **目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、**
・取得の状況からみて**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とする。**
・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における**同意取得困難性要件を緩和**する。
・学術研究例外の対象である「**学術研究機関等**」に、**医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示**する。

リスクに適切に
対応した規律

- **16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和**するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、**本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定**を設ける。
- **顔特徴データ等**について、その取扱いに関する**一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和**するとともに、**オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止**する。
- データ処理等の**委託を受けた事業者**について、委託された**個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直し**を行う。
- **漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和**する。

不適正利用
の防止

- **個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止**する。
- **本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化**する。

規律遵守の実効性
確保のための規律

- **速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し**、さらに、本人に対する**違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能**とする。
- **違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定**を設ける。
- **個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ**、また、詐欺行為等により**個人情報を不正に取得する行為に対する罰則**を設ける。
- 経済的誘因のある、**大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずる**こととする。

※その他、漏えい等報告の合理化、本人の権利利益の保護の向上のための関係者の連携について検討。